特定外来種・オオキンケイギクの繁殖実態



「特定外来生物」とは

外来生物法により、生態系などに被害を及ぼすも のとして指定された生物です。

外来生物法では、特定外来生物に指定された生物 を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野 外に放つことなどを原則禁止しています。

※<mark>罰則</mark> これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、 法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

▲八幡洞からの水路沿いの様子。鳥羽川の繁殖状況については HP 参照。



▲オオキンケイギクが道沿いに繁茂しています。 住民意識、関心度、対応など、その地域の力が疑われ、地域のイメージも損なわれます。(R6.5.18)

▶オオキンケイギクをあえて外しての除草作業。 (R6. 5. 18)

